

災害対策費用保険 保険料・補償内容

基本補償		プランA	プランB	プランC
年間支払限度額		2,000万円	1,500万円	500万円
1事故支払限度額		500万円	300万円	100万円
支払割合	避難指示	100%	100%	100%
	高齢者等避難	50%	50%	50%
保険料分担金（一括払） （関東地区）		837,010円 +（住民数×62円）	670,360円 +（住民数×51円）	362,470円 +（住民数×29円）



地震・噴火・津波オプション		
年間支払限度額		300万円
1事故支払限度額		300万円
支払割合	避難指示	100%
	高齢者等避難	50%
保険料分担金（一括払）		160,000円+（住民数×3円） ※年間保険料上限額30万円

※上記の住民数とは、加入手続き時点で把握する最新の「住民基本台帳」に基づく住民数（外国人含む。）のことをいいます。

《保険料分担金計算式（例）》

関東地区の人口10,867人の町が、プランAに加入し、地震・噴火・津波オプションにも加入する場合

$$837,010円 + \underbrace{(10,867人 \times 62円)}_{673,754円} + 160,000円 + \underbrace{(10,867人 \times 3円)}_{32,601円} = \underline{\underline{1,703,365円}}$$

こんな費用が対象となり、保険金をお支払いします。

救助の種類	支払基準及び限度額	支払期間	支払対象となる具体例
①避難所の設置	1人1日当たり 340円もしくは1事故 10万円のどちらか高い金 額を限度とした実費 (災害救助法の支払基準) 1人1日当たり340円以内を 限度とした実費	避難指示等の発令日 から7日以内	ブルーシート、毛布、紙お むつ、蚊取線香、安全キャ ンドル、乾電池、軍手、折 りたたみ式簡易トイレ等生 活用消耗品購入費用(再調 達価格)
②炊き出し その他による 食品の給与	1人1日当たり 1,230円を限度とした実費	避難指示等の発令日 から7日以内	おにぎり、弁当、パン、調 理済み食品等購入費用
③飲料水等の 供給	被保険者の区域における 通常の実費	避難指示等の発令日 から7日以内	飲料水そのもの、ミネラル ウォーター、ペットボトル 入りお茶・ジュース・清涼 飲料水、紙コップ等購入費用
④被服、寝具 その他生活 必需品の給与 又は貸与	災害救助法災害基準と同額	避難指示等の発令日 から10日以内	被服、下着、寝具及び身の 回り品、日用品、炊事用具、 食器、光熱材等購入費用
⑤医療及び助産	ア 医療 (ア) 医師・救護班等 使用した薬剤、治療材料、医 療器具破損等の実費 (イ) 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額 (ウ) 施術者 協定料金の金額 イ 助産 (ア) 医師・救護班等 使用した衛生材料等の実費 (イ) 助産師 慣行料金の100分の80以内の額	医療 避難指示等の発令日か ら14日以内 助産 避難指示等の発令日の 以前又は以降から7日 以内	医師・救護班 薬剤、治療材料の支給、処 置、手術その他の治療及び 施術のための実費。病院・ 診療所への収容、看護等費 用の実費 助産 助産の提供に支出した実費
⑥学用品の給与	ア 教科書及び教材 通常の実費 イ 文房具及び通学用品 1人当たりの支払限度額 (ア) 小学校児童 4,800円 (イ) 中学校生徒 5,100円 (ウ) 高等学校等生徒 5,600円	避難指示等の発令日 から(教科書)1ヶ 月以内(文房具及び 通学用品)15日 以内	教科書、文房具、通学用品 を給与するため支出した費 用
⑦救助のため の輸送費	被保険者の区域における 通常の実費	救助の実施が認めら れる期間以内	①から⑥までの救助に要し た費用
⑧応急救助費	時間外勤務手当、 消防団員の出動手当、 旅費、消耗品費、燃料費、 食糧費、光熱水費等 災害救助法の救助の種類である 応急救助のための賃金職員雇上 費や救助に要した事務費等とは 基準が異なります。	救助の実施が認めら れる期間以内	時間外勤務手当、旅費、 消耗品費、庁舎等暖房用燃 料、ガソリン代、電気料、 水道料、ガス代

※災害救助法に基づく救助費用の対象内容を参考にしておりますが、同法とは違った独自の保険制度の基準となります。

災害救助法の救助の種類にある応急仮設住宅の供与、被災者の救出、埋葬等は災害対策費用保険制度では対象としておりません。